

# 愛媛県立医療技術大学オープンアクセスポリシー実施要領

令和8年1月1日

この要領は「愛媛県立医療技術大学オープンアクセスポリシー」の実施に必要な事項を定めるものである。

## （目的）

1 愛媛県立医療技術大学（以下「本学」という。）は、本学において生産された研究成果を公開することにより、学術研究のさらなる発展とイノベーションの創出に寄与とともに、研究成果の透明性を確保し、社会的責務を果たすことを目的として、オープンアクセスポリシーを以下のように定める。

### （1）オープンアクセスの定義

学術雑誌論文、会議発表論文、図書、研究データ等の学術情報がインターネット上で公開され、無料で利用できる状態をいう。

### （2）オープンアクセスの意義

研究成果を無料で公開することにより、次のような効果が期待される。

- ア) 世界中の人人が無料で論文を閲覧できる。
- イ) 研究成果の引用可能性が高まる。
- ウ) 研究成果を社会に還元し、学術の発展に貢献できる。
- エ) 自らの研究成果を隨時確認できる。

## （研究成果の公開）

2 本学は、出版社、学会、協会、学内部局等が発行する学術雑誌等に掲載された本学の研究活動に従事する者（以下「研究者等」という。）の学術研究による成果（以下「研究成果」という。）を愛媛県立医療技術大学リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）またはその他著者が選択する方法によって、可能な限り公開する。ただし、研究成果の著作権は本学に移転しない。

### （1）「研究者等」の範囲

本ポリシーの対象となる研究者等とは、本学の専任教員（教授、准教授、講師、助教等）をいう。その他、愛媛県立医療技術大学紀要投稿編集規程第5条に定める者についても、リポジトリへの登録を申請できる。

本学に在籍する教職員が退職や他機関へ異動した後も、在籍時にリポジトリに登録

した研究成果は引き続き保存・公開される。

#### （2）「研究成果」の範囲

本ポリシーの対象となる研究成果は、出版社、学会、協会、学内部局等が発行する査読済みの学術論文及びその根拠データとする。その他の研究成果についても、リポジトリへの登録を推奨する。

#### （3）その他著者が選択する方法

オープンアクセス誌への投稿や、外部機関が設置するリポジトリ等での公開を選択することができる。ただし、本学が責任をもって研究成果を保存し、かつ恒久的なアクセスを保証するため、本学リポジトリへの登録もあわせて推奨する。

##### （適用の例外）

3 著作権等の理由、その他研究遂行上の支障等の理由により公開が不適切であると判断される場合は、当該研究成果を公開しない。

著作権等のやむを得ない理由によりリポジトリによる公開が不適切であるとの判断は、研究者等が行う。不適切であると判断する場合は、研究者等が公開免除の申請を行う。

##### ＜公開免除の申請が想定される理由（例）＞

- ア) 個人情報やプライバシーに関する内容を含むためリポジトリ上の公開が不適切である場合。
  - イ) 共著者の同意が得られない場合。
  - ウ) 捏造、改ざん、盗用、剽窃等、研究活動における不正行為が認められた場合。
  - エ) 研究成果の著作権を出版社等に譲渡しており、著者最終稿を含むあらゆる版の公開が著作権者により許諾されない場合。

##### （適用の不適）

4 このポリシー施行以前に出版された研究成果や、このポリシー施行以前にこのポリシーと相反する契約を締結した研究成果には、このポリシーは適用されない。

本ポリシーは、施行日（令和7年4月1日）以降に出版された研究成果に適用する。施行日前に出版された研究成果も保存及びオープンアクセス推進の観点から、公開でき

る。

(リポジトリへの登録)

- 5 研究者等は研究成果をリポジトリで公開することを選択した場合は、できるだけすみやかにリポジトリ登録が許諾される著者最終稿等の適切な版を本学に提供する。リポジトリへの登録、公開等リポジトリに関する事項は、「愛媛県立医療技術大学リポジトリ管理運営要領」に基づき取り扱う。

(1) 研究成果の提供時期

研究者等は、研究成果公表後、公開可能な版を速やかに提供することが望ましい。公開禁止（エンバーゴ）期間がある場は、公開を保留できる。

(2) 研究成果の提供方法

ア) 個別登録

研究者等は、図書館へ研究成果のファイルを送付し、図書館担当者がリポジトリに登録する。共著の場合は、共著者全員の同意を得なければならない。

イ) 一括登録

紀要等の学内出版物については、図書館担当者が一括登録する。

(3) リポジトリによる公開が可能な版

リポジトリへの登録が許諾される版は掲載誌によって異なるため、出版社の著作権規程や著作権譲渡契約等に基づき、研究者等は次の事項を確認する。研究者等が確認できない場合は図書館担当者が行う。

ア) リポジトリでの公開可否

イ) リポジトリでの公開が可能な原稿の版

ウ) リポジトリでの公開禁止（エンバーゴ）期間

エ) 著作権表示、出版社へのリンク等のリポジトリ登録に際しての条件

(見直し)

- 6 このポリシーは、見直しを行う必要性の有無を適時検討し、必要があると認めた場合にはその見直しを行う。

本ポリシーは、必要に応じて適時見直しを行う。

(その他)

- 7 このポリシーに定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、関係者間で協議して定める。

本ポリシーの実施にあたり、学内関連部署や出版社等との調整が必要な場合は、関係者間で協議する。

#### 附 則

この要領は、令和8年1月1日から施行する。